報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年７月24日

電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（平成23年総務省告示第65号）の一部を改正する告示案に係る意見募集の結果

－空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等に実施する電波の発射を防止する措置に係る制度整備－

総務省は、電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（平成23年総務省告示第65号）の一部を改正する告示案について、令和８年４月25日（土）から同年５月29日（金）までの間、意見募集を行いました。その結果、３件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方を公表します。

１　概要

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等に実施する電波の発射を防止する措置について、電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（平成23年総務省告示第65号）の一部を改正する告示案を作成しましたので、当該案に対する意見募集を行いました。

２　意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

３　その他

意見募集の結果を踏まえ、改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。

【関係報道資料】

電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（平成23年総務省告示第65号）の一部を改正する告示案に係る意見募集
－空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等に実施する電波の発射を防止する措置に係る制度整備－（令和８年４月24日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000780.html

（連絡先）
総合通信基盤局電波部移動通信課
（担当：田野課長補佐、塚本第一技術係長）
電話：03-5253-5895
E-mail：land_radio_atmark_ml.soumu.go.jp
（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、御送信の際は「@」に変更してください。）

電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（平成23年総務省告示第65号）の一部を改正する告示案に係る意見募集（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等に実施する電波の発射を防止する措置に係る制度整備）に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

（意見募集期間：令和８年４月25日～５月29日）

提出件数３件（匿名３件）

No	意見提出者（順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	１　告示案だけでは改正の趣旨が不明ですから、概要資料等により明らかにしてください。 ２　施行期日を明らかにしてください。 ３　告示案により新設する第五号に係る下欄は、第四号に係る下欄と同じですから、第四号の上欄を「通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（・・・）又は構内無線局（・・・）の無線設備であって・・・」と改めれば足り、また、そのようにすべきです。	１　報道資料に記載のとおり、本改正は空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等に実施する電波の発射を防止する措置に係る制度整備を実施するものです。 ２　報道資料に記載のとおり、施行期日については、意見募集の結果を踏まえ、改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。 ３　本告示においては、無線設備ごとに必要な措置に代えることができる措置を規定していることから、案のとおりとします。	無
2	匿名	建設物に埋設されていようと、電力で動いている限り 「停止不可能」という事は ありえないだろう。 一体どういう想定なのか判らないが、「そのまま放置してよい」などという法案にならないよう求める。	本改正案においては、廃局の際に送信機、給電線又は電源装置を撤去する措置を行うこととしており、電波の発射を防止するために必要な措置として空中線を撤去することが困難な場合に代えることができる措置として適切	無

			であると考えます。	
3	匿名	空間伝送型という先端技術の導入にあたり、企業の廃局等の措置において、国民にリスクやコストを転嫁させない仕組みを求める。行政は常に「技術導入」を推進する一方で、万が一の際の管理コストや、環境維持にかかる費用を「社会全体の負担」と称して国民に押し付けてきた。 本告示案においても、特定の企業の事業撤退や廃局の際のコストを、間接的に国民が負担するような枠組みが含まれていないか厳しく監視すべきである。公共の利益を損なってまで企業の利便性を優先するような制度設計は認められない。	本改正案は、無線局の廃局時に電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定めるものであり、特定の企業の事業撤退や廃局の際のコストを間接的に国民が負担することを意図するものではありません。	無

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。